

まち

2011

2

No. 594



～祝！新成人～

1月9日（日）、鶴居村総合センターを会場に「平成23年鶴居村成人式」が挙行され、男性12名、女性9名、計21名の方々が新たに大人の仲間入りを果たしました。式典では、新成人代表が親への感謝の気持ちを語り、また新たに与えられた権利や果たすべき義務について、成人としての誓いを述べました。

確定申告のお知らせ

今年も確定申告の時期となりました。
役場では、平成22年分の所得税・住民税(平成23年度分)の確定申告相談を、
次のとおり実施します。

◇申告相談受付期間

- 申告期間は2月16日(水)から3月14日(月)です。
- 還付申告は3月15日(火)まで受付けています。

◇確定申告が必要な人

- 営業・農業・不動産・配当・譲渡・雑・一時などの所得がある人
- サラリーマンで次に該当する人
 - 1 給与所得が2,000万円を超える人
 - 2 給与以外の所得が20万円を超える人
 - 3 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人
 - 4 年末調整をされていない人
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人

◇還付申告ができる人

- 年の途中で退職して年末調整されていない人
- 年末調整された給与所得者で、医療費、寄附金、住宅借入金控除等を受けることができる人
- 年金受給者のうち、所得税の源泉徴収をされている人で、社会保険料、医療費などの諸控除を受けることができる人

◇申告に必要なもの

- 収入や経費などを証明できる書類(源泉徴収票、収支内訳書、領収書など)
- 生命保険料や地震保険料、国民年金、国民健康保険料、長寿医療保険料などの控除額が証明される

書類

- 医療費、雑損、寄附金、住宅借入金等控除を受ける場合は、領収書など各種控除に必要な書類(詳しくは役場税務係若しくは税務署にお問合せください)
- 所得税が還付される人は、振込先の金融機関とその口座番号が分かるもの
- 印鑑

◇住民税の申告

- 平成23年1月1日現在、鶴居村に住んでいて、平成22年中に収入などのあった人は申告が必要となります。
- 国民健康保険に加入している人は、収入の有無にかかわらず、申告が必要となります。
- 収入がなかった人で、別世帯の人の扶養になっている人は、申告が必要となります。
- 確定、還付申告をする人は住民税の申告は必要ありません。
- 住民税の申告がないと、未申告の扱いとなり、認定課税の対象となりますので忘れずに申告してください。

◇問合せ先

- 振興課税務係 ☎64-2112 (課直通)
釧路税務署 ☎31-5100 (代 表)

～確定申告相談日程表～

月日	曜日	受付時間	会 場	対象地域
2月16日	水	9:30～16:00	役場2階会議室	鶴居市街
2月17日	木			
2月18日	金	9:30～16:00	役場2階会議室	中雪裡東・中雪裡西・中雪裡南
2月21日	月			
2月22日	火	9:30～16:00	幌呂農村環境改善センター	幌呂市街
2月23日	水			
2月24日	木	9:30～16:00	幌呂農村環境改善センター	中幌呂・中幌呂下・支幌呂・茂幌呂
2月25日	金			
2月28日	月	9:30～16:00	支雪裡コミュニティセンター	支雪裡・中久著呂
3月1日	火			
3月2日	水	9:30～16:00	下雪裡コミュニティセンター	下雪裡
3月3日	木			
3月4日	金	9:30～16:00	上幌呂コミュニティセンター	上幌呂・新幌呂
3月7日	月			
3月8日	火	9:30～16:00	下幌呂コミュニティセンター	下幌呂
3月9日	水			
3月10日	木	9:30～16:00	下久著呂コミュニティセンター	下久著呂
3月11日	金			
3月14日	月	9:30～16:00	役場2階会議室	地域指定なし
3月15日	火			

※対象地域の住民を優先して受け付けますので、極力、指定日にご来場されますようお願いいたします。

※期間中は多くの方が来場されるため会場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※還付申告は、1月17日(月)～3月15日(火)まで受け付けています。(上記日程以外は役場税務係窓口において受け付けます。)

村税の収納対策を強化しています

わたしたちが日々安心して生活していくためには、救急や消防、道路の維持補修や除雪、教育や福祉、ごみの収集などの公共サービスが必要です。皆さんから納めて頂く税金は、こうした公共サービスを維持するための貴重な自主財源となっています。

村税は村民全員の財産です。村税を有効に使うため納期限内納付を守られるようご協力願います。

●「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」について

平成19年4月1日に税の徴収業務を強化するための「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」が設立されました。現在の構成市町村は鶴居村を含む釧路・根室管内の11町村です。

この組織は、税の公平性の確保と滞納額の縮減を図るために、町村単独での処理が困難な滞納事案を引き受け、財産差押や公売などの強制的な滞納整理を専門に行う広域的組織です。

●滞納者を順次「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」に引き継ぎます

税金は納期限を過ぎますと「未納」ではなく「滞納」です。

滞納を放置すれば地方税に対する不公平感が増大し、税務行政の不信感につながることから、納税意識に乏しい次のような方を機構に引き継ぎ、滞納処分を実施することになります。

- ・滞納金額が毎年累増している滞納者
- ・一定の収入がありながら納税のない滞納者(少額納税含む)
- ・納税の意思は示すが履行しない滞納者
- ・村の催告に応答がないなど、納税誠意の無い滞納者

●滞納処分とは

納期限内納付をされている納税者との公平性を確保するため、納期を過ぎても相談・連絡などもなく納付を放置された方や、納税の約束を履行されない方の、本人の意思に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に徴収するため、滞納者の財産を差押え、換価(公売)し、滞納になっている税金にあてて完納させる一連の手続きをいいます。

●「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」の実績(平成22年12月末現在)

○引継件数	282件	○差し押さえの件数		・債権(その他)	4件
○引継額	337,723千円	・債権(預貯金)	147件	・不動産	34件
○収納額	82,082千円	・債権(給与・年金)	34件	・その他	14件
		・債権(保険)	61件	・合計	285件

●放置しないでご相談を

村は滞納処分の実施、釧路・根室広域地方税滞納整理機構への引き継ぎ等を行い、収納対策を強化しています。滞納を放置しておくとし差し押さえ等の不利益を受けることになることから、やむをえない事情により納期限までに納付できない場合は、早めに相談しましょう。

※村税の滞納は「税負担の公平性」を大きく逸脱する行為です。納税は村民の義務であることを今一度強く認識し、納期限内納入の励行と滞納解消の計画・実行をお願いいたします。

お問合せ先

役場振興課税務係(☎0154-64-2112) 役場住民課国民健康保険係(☎0154-64-2113)

戸籍の電算化が始まります。

村では、戸籍を正確に作成し、証明の発行を速やかに行えるよう、戸籍の電算化に向けて作業を進めています。今年3月28日から電算による戸籍事務の一部をスタートする予定ですが、戸籍の電算化で何が変わるのか、皆さんにご理解いただくためその内容についてお知らせします。今月号は、「氏」や「名」の文字のお話です。

問い合わせ

役場住民課戸籍係

0154-64-2113

◆戸籍の文字

戸籍は、日本国民の出生から死亡までの身分関係を記録した公簿で、氏名・男女の別・親子関係（父母の氏名と続柄）や夫婦関係などが記載されています。

氏名の文字は、人の同一性を識別するために社会生活上重要なものですが、手書きから始まった戸籍の記載は、書き癖や崩し文字により辞書にのっていない文字で記載されていることがあります。

このような場合、戸籍電算化後は、常用漢字や人名用漢字など、その文字に対応する正字に置き換えることになります。

置き換えられる文字の例は次のとおりです。

置き換えられる文字の例

使用できない文字	藤	博	廣	邊	伊	重	裕
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
電算化後	藤	博	廣	邊	伊	重	裕

このように、戸籍の電算化により文字が正字に置き換えられる方（鶴居村に本籍のある方に限ります）については、2月下旬に役場から通知をいたします。なお、この通知は氏名そのものを変更するものではないため、村から発行されている国民健康保険被保険者証や介護保険被保険者証などは、そのまま使用できます。

また、住民票や印鑑登録証明書などは自動的に戸籍と同じ表記になります。



◆知っておきたい「申し出」

現在戸籍に記載されている文字が法改正などで取扱いが変わり、別の字体に変更できる場合があります。この変更で、「氏」に関しては、戸籍の筆頭者及び配偶者、「名」に関しては本人（15歳以上）が申し出人となり、変更の意思表示である「申し出」をしていただくことが必要です。

例えば、現在の戸籍で「吉」と記載されている場合、戸籍電算化後も「吉」のままですが、申出をすることで「吉」とすることができません。

その他の例

「隆」 ↓ 「隆」

「澁」 ↓ 「澁」

「邊・邊」 ↓ 「辺」

申し出をしたい方は、印鑑を持参のうえ、役場住民課にお越しください。

なお、文字によっては、直すことができないものもありますので、詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

村の話題

12/21

長年にわたる地方自治への功績により 松井宏志議長が北海道社会貢献賞を受賞

長年にわたる地方自治への貢献により、鶴居村議会の松井宏志議長が、北海道社会貢献賞（自治功労者）を受賞しました。

松井議長は、1991年（平成3年）5月に鶴居村議会議員に初当選以来、現在まで通算5期在任し、その間、1999年（平成11年）5月から2003年（平成15年）4月まで産業常任委員長を、同年5月から2007年（平成19年）4月まで総務常任委員長を歴任され、同年5月から現在まで議長の要職にあります。

産業常任委員長在任中には、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」が施行されたことから、本村における家畜環境問題の解決と各種施策の速やかな実施に向け尽力され、また、総務常任委員長在任中には、村の生活基盤の更なる充実や教育施設の整備など、住民生活の安定と向上に尽力されました。

松井議長は議長就任以降も、自主財源の厳しい財政状況の中で、村の健全財政の確保や基幹産業である酪農の振興など、行政と住民とのパイプ役として、また、釧路町村議会議長会会長として、釧路管内の議会のとおりまとめ役としてご活躍されています。



北海道社会貢献賞（自治功労者）を受賞された鶴居村議会の松井宏志議長

1/5

気持ちも新たに防災活動がスタート 平成23年鶴居消防出初式が行われる

鶴居消防団の出初式が5日、総合センター駐車場で行われ、職・団員や来賓の方々など、約80名が出席し、団員による部隊行動の確認や車両点検が行われ、新たな年の防災活動をスタートさせました。

昨年の鶴居消防の出動は、火災出動が4件（車両火災3件、林野火災1件・前年対比+2件）、救助・警戒・その他の出動が20件（前年対比+9件）、救急出動が120件（前年対比▲19件）、そしてドクターヘリの要請件数は18件（前年対比+8件）でした。

出席した職・団員たちからは、今年の防災活動への意気込みが感じられ、また式の後には、昨年9月に釧路市で開催された消防団員技能競技大会で優秀な成績を収めた、鶴居消防団第2分団への表彰や各勤続表彰が行われ、表彰された方々の栄誉を讃えました。



整然と並ぶ鶴居消防各分団の団員たち



消防団員技能競技大会で優秀な成績を収めた第2分団や勤続者への表彰



櫻橋鶴居消防団長を先頭に特別点検

1/9

新たに成人となった若者たちが集い 平成23年鶴居村成人式が挙行される

総合センターを会場に、平成23年鶴居村成人式が挙行され、男性12名、女性9名の計21名が新成人として式典に臨みました。

当日は、美しい晴れ着や真新しいスーツに身を包んだ新成人が詰めかけ、和やかな中で新成人の門出を祝いました。

式典では、石脇教育委員長の式辞や日野浦村長、松井村議会議長からお祝いの言葉を受け、新成人を代表して岩井亮達さん（鶴居市街）と岡田志帆さん（中幌呂下）が、親への感謝の気持ちと新たに権利や義務が生じたことに対する誓いの言葉を述べるなど、新成人としての決意が感じられました。

式典の終了後、新成人たちは久しぶりの再会を楽しんでいる様子でした。



石脇教育委員長に対し、新成人として誓いの言葉を述べる岩井さん(左)と岡田さん



久々に再会し、楽しい様子が伝わります



新成人、来賓及び関係者による集合写真

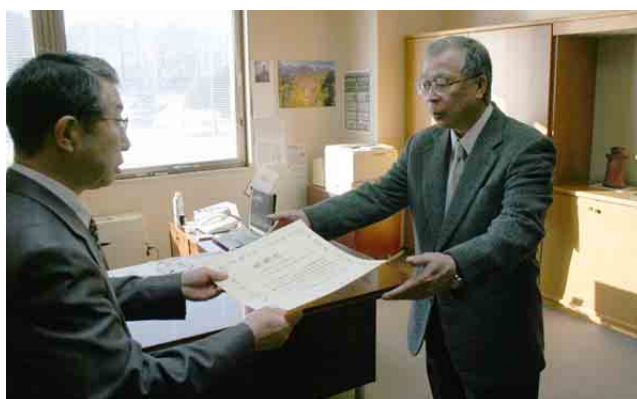
1/11

村への各種地域貢献事業を讃え 株式会社佐々木建設（鶴居市街）に感謝状を贈呈

このほど、村への各種地域貢献事業を行っている株式会社佐々木建設（佐々木昇一代表取締役社長）に対し、日野浦村長から感謝状が贈呈されました。

今回の感謝状は、下雪裡に架かる音羽橋周辺のタンチョウのねぐら環境保全事業において、伐採したヤナギなどの雑木を搬出する作業で、所有する重機を出役させ運搬作業への協力を行ったことや、下久著呂のオンネナイ明渠排水路の維持管理作業で、排水改善のための調査においてポンプアップ排水作業への協力を行ったことが評価されての贈呈となりました。

佐々木社長は、「これからも、より多く地域に貢献していきたい」と意気込みを語っていました。



日野浦村長から感謝状を手渡される株式会社佐々木建設代表取締役社長の佐々木昇一さん

ありがとうございました

このほど、役場窓口にある各種証明申請記載台上部の天井にスポットライトが設置され、暗かった記載台を照らして来庁者に変喜ばれています。

このスポットライトは、釧路市の北電工業株式会社から寄贈されたものですが、新妻繁市社長は、「村内で各種電気工事などを行っています、工事施工時には村民の皆さんには大変お世話になっており、その恩返しになれば」と語っていました。



天井に取り付けられた2個のスポットライト。利便性が向上しました。

役場からのお知らせ

2月の行事予定

インフルエンザ菌b型(ヒブ)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の全額助成及び助成対象者の拡大について

- (1) 助成対象者
鶴居村に住民登録がある方で接種時に生後2ヶ月〜5才未満の乳幼児
- (2) 助成額
全額村負担(自己負担はありません)
- (3) 接種場所
村立鶴居診療所
- (4) ワクチンの概要、接種回数等
村から配布している「予防接種と子どもの健康」又は村で配布する回覧をご参考下さい。

(5) 接種の予約・お問合せ先
今年3月までに接種を希望される方は2月7日(月)までに住民課保健師にご予約下さい。
*このワクチンは接種対象者の保護者の希望により受けるものです。
(法律上の義務ではありません)
*本年4月以降の接種日、予約方法につきましては、決定次第随時お知らせします。

*ワクチンの供給量の制限や、納品までに日数を要することから、予約多数の場合などにはご希望にそえないことがありますのでご了承願います。
*今年度の子宮頸がんワクチン費用の全額助成は高校1年生の女子を対象に実施します。対象者には別途個別に通知します。なお、来年度の子宮頸がんワクチン費用の全額助成は中学1年生から高校1年生の女子を対象に実施する予定です。

【接種の予約・お問合せ先】
住民課子ども保健推進係(保健師)
☎ 64-2113

携帯電話のサービスエリアが拡大します！
携帯電話の不感地域となっていました茂雪裡、新幌呂及び支雪裡上地区において、不感対策のための鉄塔等が完成し、2月1日(火)から開局します。
なお、開局に伴い、村民の皆様を対象に、役場庁舎ロビーにて携帯電話の展示販売会(エヌ・ティ・ティ・ドコモ)を実施しますので、新規購入又は機種変更等



完成した鉄塔

のご希望がありましたらこの機会にぜひご来場ください。(開催日は2月1日ですが、詳細は防災無線にてお知らせします)

【お問合せ先】
産業課情報推進係
(☎ 64-2114)
廃家電の適正な処理について
平成23年7月をもって、地上アナログ放送が終了します。
使い終わったアナログテレビなど、家電リサイクル法対象製品は、買い換えた販売店が引き取り、メーカーがリサイクルしますので、適正な処理をお願いします。(対象製品…テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)
【廃家電の排出方法について】
購入したお店に回収を依頼し、回収の際に運搬料とリサイクル料金を支払い、リサイクル券控えを受け取ります。
なお、買い換え以外の場合は、役場住民課住民係でご確認下さい。
また、リサイクル料を郵便局でお支払いになり、ご自分で廃家電を運搬することも可能です。
廃家電の指定引取場所(道内一覧)は、北海道庁循環型社会推進課のホームページに掲載されていますので、ご参照下さい。
道庁ホームページアドレス
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/kaden-risaikuru-top.htm



鶴居村村づくり異業種交流セミナーに参加しませんか

村では、村内の各種団体の構成員等が村の現状や将来展望について話し合い、グループ討議や意見交換会を行なうことにより、村の現状把握や将来展望を行い、今後、農林業、商工観光及び福祉等の各業種が連携し、ネットワークを活かした村の活性化のための取り組みが多く行われることを目指した「鶴居村村づくり異業種交流セミナー」を実施します。

講師には、全国を巡り、地域づくりの戦略形成・人材育成・組織形成・社会的起業の促進など、各地で多くの支援活動を行っているパシフィックコンサルタンツ株式会社文化経済政策課長であり、本村も加盟するNPO法人「日本で最も美しい村」連合資格委員の山田泰司さんをお迎えします。村づくり等に関心のある方や各種団体とのネットワークづくりを目指す方など、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

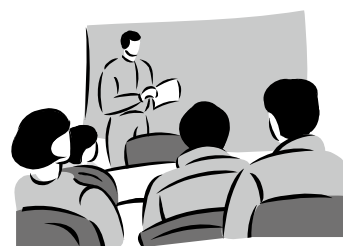
セミナーの内容は次のとおりです。

- 【主 催】 鶴居村
【後 援】 釧路丹頂農業協同組合、鶴居村商工会、鶴居村森林組合、鶴居村観光協会、鶴居村社会福祉協議会
【期 日】 平成23年2月16日(水曜日)及び3月4日(金曜日)の2日間
【会 場】 鶴居村総合センター多目的ホール
【講 師】 山 田 泰 司 氏(パシフィックコンサルタンツ株式会社文化経済政策課長
NPO法人「日本で最も美しい村」連合資格委員)

【日 程 表】

2月16日(水曜日)

- 9時30分 開会・オリエンテーション
- 10時00分 講演会
- 11時30分 第2回目のセミナーに向けたグループ分け
- 12時00分 閉会



3月4日(金曜日)

- 10時00分 開会・オリエンテーション(前回のセミナーの復習等)
- 10時30分 テーマ達成に向けたワークショップ・グループ討議
- 12時00分 昼食
- 12時40分 討議発表会
- 13時10分 グループ討議の結果発表に対する質疑応答
- 13時30分 講師による講評
- 14時00分 閉会



【参 加 料】 無 料

【お申込み】 準備の都合上、平成23年2月10日(木曜日)までに鶴居村役場振興課企画係(☎64-2112番)宛てにお申込みください。

これからの村づくりや明るい未来のために語り合いましょう!

第24回鶴居村

四季の詩が流れる大地～神舞うふるさと鶴居村～

タンチョウ フェスティバル

つるの日

各ゲーム参加者
募集!

熱狂イベントが
目押し!!

2011.2.6(SUN)

会場：茂雪裡川河畔特設会場

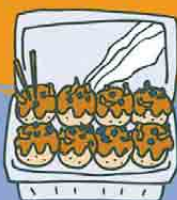
野外
ステージ

A.M.11:00～P.M.2:00

(荒天時中止)



更にポリュームアップ!
おいしさ選び放題!



鶴居フードコーナー登場!

鶴居特産のメニューや
当日にしか味わえない
限定品も登場!!

タンチョウ耐寒競技、
人間ばんば競争、雪中宝探しなど

なんと
総額

50 相当
万円

景品大放し!!



各種イベントの
お問い合わせ先は

鶴居村役場産業課 TEL 64-2114 FAX 64-2577

【主催】鶴居村ふるさとまつり実行委員会

インフルエンザの予防について

現在のインフルエンザの状況は、全国的に季節性のA香港型に加え新型インフルエンザの感染が拡大するなど本格的なインフルエンザの流行シーズンを迎えています。

北海道においても、去る1月7日に今シーズン初の新型インフルエンザの感染者が確認されたこと、定点医療機関当たりの受診者数が流行の目安とされる「1」を上回り「5.68」となったことや、各学校では新学期が始まり、感染が拡大する恐れがあることから、インフルエンザの感染予防のために次のことに留意しましょう。

- (1) 今シーズンのインフルエンザワクチン(3価)については、季節性インフルエンザ(A香港型及びB型)及び新型インフルエンザに有効ですので、予防接種を受けましょう。
- (2) 帰宅後のうがいや手洗いを励行しましょう。
- (3) インフルエンザのような症状が出現した場合は、マスクの着用や咳エチケットを徹底し、早めに医療機関を受診しましょう。

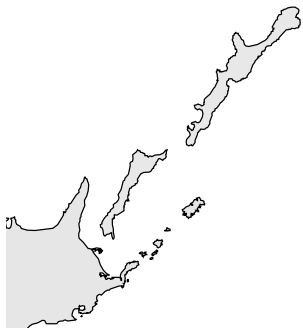
【お問合せ先】

釧路保健所健康推進課
☎ 22-1233

鶴居村役場住民健康推進係 北方領土の日特別啓発期間について

北方四島の帰属問題を解決し、ロシアとの間に平和条約を締結するという政府の基本方針の下、返還実現に向けて粘り強い外交交渉が継続されています。

2月7日の「北方領土の日」は、1855年2月7日(旧暦の安政元年12月21日)、北方領土を日本の領土として認めた日露和親条約が締結されたことから、北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還運動の一層の推進を図るために、1981年(昭和56年)1月の閣議了解により設けられました。



なお、1月21日から2月20日までの特別啓発期間中は、総合センター及びふるさと情報館において返還署名コーナーを設けていますので、ぜひ

ご協力ください。

【お問合せ先】

鶴居村役場総務課総務係
☎ 64-2113

不法占用の排除について

道路は皆さんの財産であり、人も車も安全に通行できることが大切です。

国道、道道及び村道の道路管理者は、道路を利用する方々が安全で快適であつて欲しいと願い、道路の管理を行っています。

しかし現実には、歩道上に置き看板や商品陳列のための柵などが置かれており、歩行者の迷惑になっていることも少なくありません。

道路を正しく使うために、「道路の上空や地下を特定の人々が継続して使用する場合、道路管理者の許可を受けなければならぬ」と道路法に規定されていますので、「安全で快適な道路」のため、道路上には違法な物件は絶対に設置しないようお願いいたします。

【お問合せ先】

(国道に関しては)
釧路開発建設部公物管理課企画係
☎ 24-7184

(道道に関しては)
釧路総合振興局釧路建設管理課用地管理室管理課
☎ 23-0563

(村道に関しては)

鶴居村役場建設課維持管理係
☎ 64-2115

住宅用火災警報器の悪質訪問販売にご注意を

本年6月から、住宅用火災警報器の設置が義務化されましたが、不適正な価格や強引な販売を行う悪質な訪問販売に注意しましょう。

事例として、次のような訪問販売にご注意ください。

- (1) 「一般家庭に住宅用火災警報器を設置する義務がある。他のお宅は既に設置しました」と言つて、家に入り込み、機器を設置した。
- (2) 代金として2万円支払ったところ、「領収書を持つてきます」と言つたきり、戻つて来なかった。(その機器の市場価格は数千円であつた)

被害を防ぐため、次の点に注意しましょう。

- (1) 業者が出した契約書や書類をよく読んで内容を検討し、少しでも不審な点があつた場合は、署名や捺印をしないようにしましょう。
- (2) 商品を現金で支払つた場合は、契約書や領収書は必ず保管してください。領収書は現金を支払つた証明になり、あとで解約手続きをする際に証明書類になります。

万が一、不適正な訪問販売で購入、契約をしてしまった場合は、「クーリング・オフ制度」を活用し契約などを解除することが出来ます。

「クーリング・オフ制度」とは、契約(購入)から一定期間(住宅用火災警報器の訪問販売については、8日間)以内であれば、契約を解除することができ、代金を支払う必要がなくなり、また、代金を支払つた場合でも全額返還してもらえる制度です。

詳しくは、お近くの消費生活センター、または役場までお問い合わせください。

【お問合せ先】

(火災警報器)
鶴居消防署
☎ 64-2344

(クーリング・オフ制度)
鶴居村役場産業課
☎ 64-2114
釧路市消費生活センター
☎ 24-3000

難病相談を受け付けます

北海道難病連釧路支部では、難病患者ご本人、ご家族の病気の悩み、介護保険などの相談を次により受け付けます。

- (1) 受付日
毎週月曜日から金曜日
- (2) 時間
午前9時から11時30分

【ご相談先】

北海道難病連銚路支部相談室
☎ 25—2012

消費税・地方消費税の確定申告と納税はお早め!

平成22年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、平成23年3月31日(木)が申告・納税の期限となっています。

なお、税務署の申告相談会場は、所得税の確定申告期限(3月15日)間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、できるだけ早めの申告をお願いします。

平成22年分において、「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- (1) 平成20年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
 - (2) 平成20年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成21年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- (注)事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、消費税の課税売上高に含まれます。

なお、「消費税及び地方消費税の確定申告書」には、「簡易課税用」と「一般用」の2種類がありますので、お問合せください。

【お問合せ先】

銚路税務署
☎ 31—5100

屋根からの落氷雪事故にご注意を!

毎年、降雪を迎えるこの時期、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多発しています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていることとは思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を防ぐために、次のことに注意してください。

- (1) 落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。

- (2) 既に雪止めが設置されている場合でも、針金等の錆、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は、早急に修繕するようにしてください。
- (3) 落氷雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には、歩行者や遊んでいる子供等に十分注意してください。
- (4) 落氷雪があった場合は、直ちに事故がないかを確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。

- (5) 交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないでください。
- (6) 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。

- (7) 軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。
- (8) 建物の壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険なため、付着した氷雪の除去を早めに行ってください。

休日公証相談の実施について

銚路公証人役場では、次のとおり面談又は電話による「休日公証相談」を実施しますので、ぜひご利用ください。

- (1) 日時
2月27日(日) 10—16時
- (2) 場所
銚路公証人役場(銚路市末広町7丁目2番地 金森ビル1階)

- (3) ご相談内容
遺言・相続・任意後見・尊厳死宣言・お金の貸し借り・賃貸借・離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与等(相談料は無料です)
- (4) お申込方法
面談による相談を希望される方は、相談日の前々日(2月25日(金))までに電話予約をお願いします。

(☎ 25—1365)

「登記印紙」が廃止されます

「登記印紙」が平成23年4月から廃止されます。

これまで、登記事項証明書や印鑑証明書などを請求する場合に「登記印紙」によって手数料を納付していただいていたが、平成23年4月から「収入印紙」で納付いただくことになりました。なお、お手持ちの「登記印紙」は4月以降も使用できます。

また、平成23年3月末日をもって、銚路地方事務局内の印紙売りさばきを終了することになりましたので、4月からは、事前に「収入印紙」を購入のうえ、ご来庁ください。なお、詳細については、お問合せください。

【お問合せ先】

銚路地方事務局
☎ 31—5000

銚路短期大学からのお知らせ

銚路短期大学の学生による「第11回こどものためのオペレッタ」無料公演が次のとおり開催されます。

【日時】2月19日(出)

11時及び14時開演の2回
【場所】銚路市民文化会館

【お問合せ先】

銚路短期大学
☎ 41—0131

青年国際交流事業に参加しませんか

内閣府では、日本と世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協調の精神を身に付けた次代を担うにふさわしい青年を育成するため、青年国際交流事業を実施しています。

青年の皆さんが、この事業に参加し、社会に貢献されることを期待しています。

現在、平成23年度に実施する「国際青年育成交流」(9月)、「日本・中国青年親善交流」(9月)、「日本・韓国青年親善交流」(9月)、「青年社会活動コアリダー養成プログラム」(10月)、「世界青年の船」(平成23年1月から3月)、「東南アジア青年の船」(10月から12月)の参加青年を募集しています。

詳細については、お問合せください。

【お問合せ先】

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室
☎ 03—3581—1181

ホームページアドレス
<http://www.cao.go.jp/koyu/>

北海道総合政策部知事室国際課国際交流グループ
☎ 011—231—4111

(内線21—228)



お元気ですか 保健師です

住民課健康推進係(☎64-2113)

「健康つるい21」中間評価～3-1. 休養・心の健康づくり

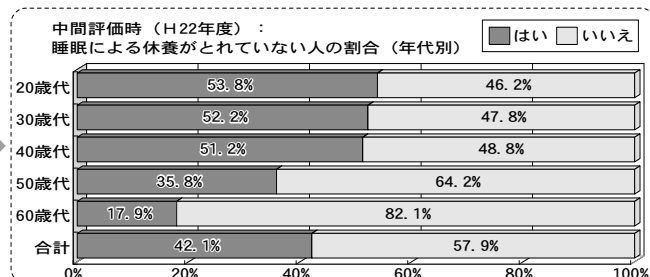
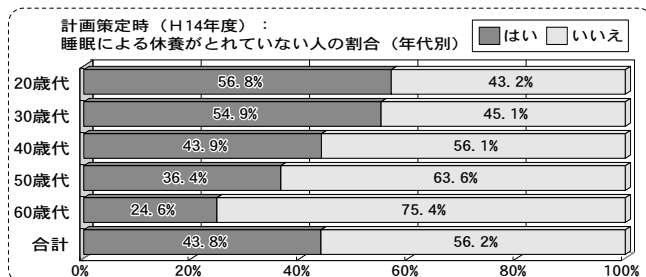
3 休養・心の健康づくり

目標：豊かな自然を楽しみ、こころの幅を広げましょう

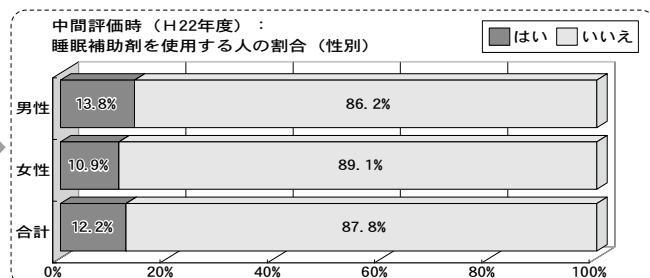
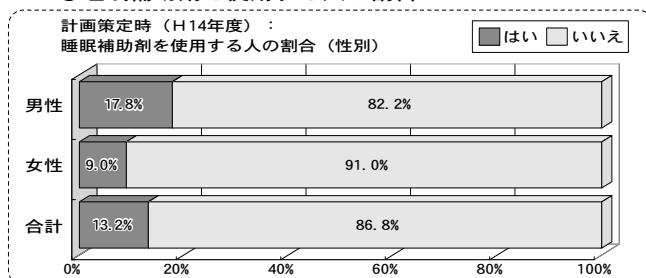
- ▶ 自分にあった休養や快適な睡眠をみつけましょう
- ▶ ストレス・疲労を自覚しましょう
- ▶ ストレス・悩みごととは一人で抱え込まないで、相談できる仲間を持ちましょう
- ▶ 自分や周囲の人のストレスに気がいたら、早めに専門機関に相談しましょう
- ▶ 酪農ヘルパーの活用などにより、休日を取りましょう(酪農家)

(1) 調査結果の一部をご紹介します

○睡眠による休養が取れていない人の割合



○睡眠補助剤を使用する人の割合



○休養・心の健康づくりに関する取組の方向性

休養や心の健康づくりに関する全ての指標で横ばいとなっており、策定時と比較すると状況に変化はみられませんでした。しかし北海道^{*1}と比較すると鶴居村では、睡眠による休養が取れていない人の割合や睡眠補助剤を使用する人の割合が高い状況にあります。

このような状況から心身の回復のために必要な休養を取ることができるよう知識の普及啓発をすすめていきます。また、メンタルヘルスについては、適切なストレスマネジメントについての健康教育や普及啓発、相談機関の紹介などをすすめていきます。睡眠で満足な休養が得られない人に対しては、睡眠のためにアルコールを摂取するという不適切な行動を避け、睡眠導入剤を使う場合は、専門医の適切な診察を受けることを周知する必要があります。

※ 1 睡眠による休養が取れていない人の割合(北海道 18.9%：中間評価時)
睡眠補助剤を使用する人の割合(北海道 6.7%：中間評価時)

休 養 ～こころの健康を保つ生活～

「休養」は疲労やストレスと関連があり、2つの側面があります。

1つは「休む」こと、つまり仕事や活動によって生じた心身の疲労を回復し、元の活力のある状態に戻すという側面です。2つ目は「養う」こと、つまり明日に向かって鋭気を養い、身体的、精神的、社会的な健康能力を高めるといった側面です。

このような「休養」を達成するためにはまず「時間」の確保、特に、長い休暇を積極的に取ることが重要になります。しかし、このような休養の時間を取っても、単に「ごろ寝」をして過ごすだけでは真の「休養」とはなりません。リラックスしたり、自分を見つめたりする時間を一日の中につくこと、趣味やスポーツ、ボランティア活動などで週休を積極的に過ごすこと、長い休暇で、家族の関係や心身を調整し、将来への準備をすることなどが真の休養につながります。積極的に休養を取り、今日の健康だけではなく、明日の健康のために有意義な時間を過ごしましょう。

(健康日本21 3. 休養・こころの健康づくりより抜粋、要約)



次号は、たばこについてお知らせします。

(今月号は鶴居村の「すこやかさん」のコーナーはお休みしました。)



もりのおくの
おちかいへ
みやこし あきこ 著

おばあちゃんの家にケーキを届けに行くことになったキッコちゃん。おつかいの途中でキッコちゃんが迷いこんだ不思議な館。そっとのぞいてみると、おめかしした動物たちがすてきなお茶会を開いていて…。

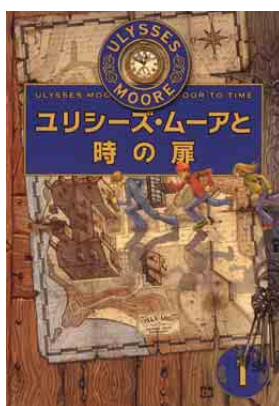
鶴居村ふるさと情報館
みなくる図書室だよ

新刊案内

～お知らせ～

○2月の休館日は、2月22日(火曜日)です。

「ふるさと情報館みなくる」では、村民の皆様の図書やCD・DVD購入のリクエストにお応えしています。希望される図書等がある場合、図書室で申し込み願います。但し、図書等の内容により、ご希望にお応えできない場合もありますので、ご了承願います。



ユリシイズ・ムーアと
時の扉

金原 瑞人 翻訳

「この家はユリシイズ・ムーアの幽霊にとりつかれている。」…。古い洋館に引っ越してきた11歳の双子、ジェイソンとジュリアは、友人のリックとともに洋館の謎に挑む。世界18カ国でミリオンセラーになった怒濤の冒険ミステリー、ついに日本上陸。



今編みたいスヌード
& ネックウォーマー
ネックまわりのあったか
おしゃれにかかせない注
目アイテム！

リング状につながった今注目のマフラー・スヌードと、あったかおしゃれなネックウォーマーの作品集。シンプルな棒針編みの作品とレースなかぎ針編みの作品を31点掲載。男女兼用のデザインも紹介。



親は知らない
ネットの闇に吸い込まれる子どもたち

読売新聞社会部 著

ケータイ画面の向こう側には、親の想像を超えた世界が広がっている。その悪意の世界をありのまま伝える迫真のルポルタージュ。親が子どもを守るためのケータイ理解の必読書。ケータイ依存度チェックリスト付き。



断捨離セラピー
いろんなことがラクになる！

やました ひでこ 監修
あいかわももこ 著

モノを捨てれば、部屋も心も軽くなる。片づけ下手な漫画家に訪れた奇跡とは。自分のモノとの関係を問い直し、自分が理想とする住まい、暮らし、人生を発見するための「断捨離」を著者の実体験をもとに漫画で紹介。

みなくる図書室

- 開館時間
10:00~18:15
- 休館日
2月の休館日は、2月22日(火)です。
- 貸し出し
【本・雑誌・紙芝居】
2週間(1人5冊まで)
【CD・VTR】
1週間(CD3点、VTR2点まで)

郷愁という名の密室

牧 薩次 著

北関東の小都市でケアセンターのヘルパーをする主人公・矢住鼎。紛れ込んだ故郷の温泉宿で奇妙な事件に遭遇する。幼少時の記憶の謎が…。本格ミステリ大賞受賞の大型新人、待望の受賞第1作。



鶴居村 飲食店組合

鶴居村飲食店組合では、
「foodと風土のおもてなし」
と銘を打ち、「ふーど」な福袋を販売します。

1,500円から3,000円相当の村内飲食店等で使える
「商品券」が入った福袋の特別販売です。

もれなく、お子様用温泉利用券「ちびっこ♨パス」
(1,000円相当)をプレゼント!!

販売価格等の内容については次のとおりです。

【販売価格】 1個 1,000円

【販売日時】 平成23年1月29日(土) 11時から
(販売時間は午後3時までですが、売り切れ次第、終了します)

【販売場所】 ホテルTAITO 特設会場

【利用期間】 平成23年1月29日(土)から
6月30日(木)まで

【お問合せ先】 「居酒屋 鶴」の金岩さん
☎080-5590-5851



みんなの掲示板

2月の自然観察会

●冬こそバードウォッチング

「バードテーブルと塘路湖の鳥」

【日時】2月5日(土)

午前10時から正午まで

【場所】塘路湖エコミュージアムセンター

【参加料】無料

【お申込先】塘路湖エコミュージアムセンター
(☎015-487-3003)

●歩くスキーで冬の湿原ハイク

【日時】2月6日(日)

午前10時から正午まで

【場所】温根内ビジターセンター

【参加料】無料

【お申込先】温根内ビジターセンター
(☎65-2323)

むらづくりチャレンジ
支援事業補助金
申請受付中!

補助率が
3分の2です!

この制度は、地域や各団体・グループ等の皆さんが本村の特性を生かしながら、個性ある村づくりの実現に向けて、果敢にチャレンジする各種取り組みを村が支援する補助制度です。

【補助対象事業】

- ①地域活性化事業／人材（若者、女性等）育成事業など
- ②コミュニティ活動
- 振興事業／地域活動振興事業など
- ③地域文化振興事業／地域に根ざしたスポーツ・文化振興事業など
- ④地域振興上特に必要と認める事業など

何かひらめいたときは、まずは役場振興課企画係（☎64-2112）までお電話を！

起業化支援事業補助金 申請受付中です！

村では、村内で新たに事業を起こそうとされる方や新たな事業分野への進出を目指す方への「起業化支援事業補助制度」を設けています。

補助事業について関心のある方など随時ご相談をお受けしていますので、ぜひご相談ください。

【お問合せ先】役場産業課商工観光係
☎64-2114

火災予防及び交通事故防止について

冬期間はストーブなどの暖房器具を使用することが多く、また空気も乾燥することから、ふとした不注意による火災の危険性が高まります。

また、道路状況の悪化によるスリップなどでの交通事故の危険性も高まります。

火災ゼロや交通事故ゼロに向けて、村民一丸となって取り組みましょう。

【お問合せ先】鶴居消防署 ☎64-2344
鶴居駐在所 ☎64-2151

俳句

つるい文芸

凍原社二月句

煮崩れも又良しとして冬至かな	ミヤノ
健やかな笑顔揃うて初句会	水脈
七種の三品なれども七日粥	由美子
子等孫ら集ひ来る日の初化粧	ちえこ
初御空柝に来て去る小鳥どち	千恵
呵呵大笑家族そろいて二日かな	忠
初句座の一字にまよい花一輪	貴子
一言に胸の温もり初電話	孝子
靴の音君と解りし凍つる夜	紀代子
孫来たる口は達者に初時雨	恒子
クルミ割人形の如雪の降る	春夢子
遥拝の白き峰々初阿寒	和子

ご寄付

みなさんからいただきました
心温まる善意に、心よりお
礼申し上げます。

●地域振興及び地域福祉等に
関する事業のために

上幌呂 宮崎昭夫 様
金一〇〇、〇〇〇円

●役場窓口の充実のために
釧路市 (株)北電工業 様
窓口記載台照明機器一式



村内の自然採食地は今

2010年12月は雪が少なく、例年と比べると気温が高かったためか、サンクチュアリの給餌場に飛来するタンチョウの数は、最大300羽以上集まる年末年始でも200羽程度でした。湿原や湖沼の凍結が遅く、まだ繁殖地に残っているタンチョウや、給餌場周辺でも凍っていない水辺で餌をとる個体が多かったのでしょう。村内の自然採食地については、今年もその場所を探す調査や、タンチョウが利用できるように管理した水路の利用状況を把握する調査を開始しました。

管理した水路でタンチョウの利用を確認

今年の夏に農家の方に許可をいただき管理した水路では、12月から周辺で何度かタンチョウを見かけたり、水路のまわりでタンチョウの足跡を確認していました。すでに利用しているかもしれません。タンチョウを驚かさずに、利用状況を知るためにビデオで記録し、様子をみることにしました。すると、1月9日、2羽のタンチョウが水路に入っていく姿がビデオに映っていました。2羽は、木々をぬけて水路へ入ってくると、水のなかでしばらく何かをつつき、反対側へ抜けていきました。2分ほどの利用でしたが、樹木を管理し、タンチョウが水路へ入れるようにすることで、自然採食地となった証明です。引き続き、利用の様子を調べていきたいと思います。



管理した水路を利用するタンチョウ(矢印)

自然採食地となっている水路の様子

見渡しの良い山の上に登って、自然採食地の場所を探す調査では、今年もタンチョウが利用しているエリアがあり、特に利用頻度の高い水路がありました。実際に水路を見に行くと、他の水路よりも幅がひろく、ふちの傾斜がゆるやかで、タンチョウが利用しやすい場所でした。ここでもビデオを設置して、タンチョウが自然採食地としてどのように利用しているのか調べることにしました。撮影した映像を確認すると水の中で何かつついたり、水を飲んだり、ほぼ一日中数羽から数十羽のタンチョウが利用していました。午後になるにつれ、羽数が増えていき、山の上からの調査では一度に最大9羽の利用しか確認できませんでしたが、ビデオ調査では25羽以上の利用が確認できました。ひしめきあうようにこれだけ多くの羽数が1つの水路を利用している状態は予想以上でした。

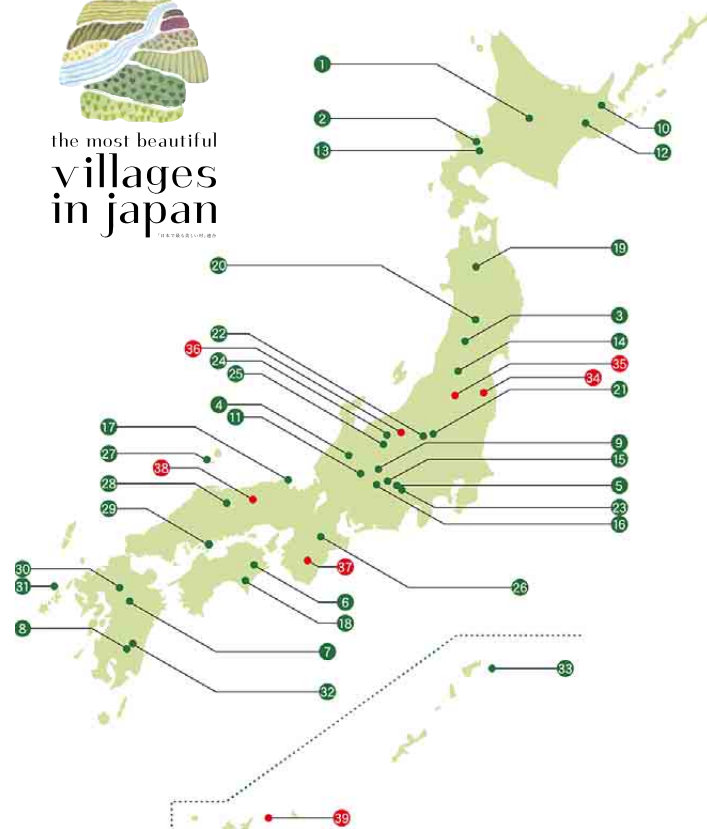


タンチョウが特に利用していた水路

この冬は、山の上からの調査に加えて地上からの調査も行い、2月の最も気温が下がる時期でも凍らずに残っている水辺がどこにあるのかを探していく予定です。

「日本で最も美しい村」 連合加盟町村を ご紹介します！

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 北海道 美瑛町[事務局] | 21 群馬県 昭和村 |
| 2 北海道 赤井川村 | 22 群馬県中之条町 伊参 |
| 3 山形県 大蔵村 | 23 山梨県 早川町 |
| 4 岐阜県 白川村 | 24 長野県 小川村 |
| 5 長野県 大鹿村 | 25 長野県 池田町 |
| 6 徳島県 上勝町 | 26 奈良県 曽爾村 |
| 7 熊本県 南小国町 | 27 島根県 海士町 |
| 8 宮崎県 高原町 | 28 岡山県 新庄村 |
| 9 長野県 木曽町開田高原 | 29 愛媛県 上島町 |
| 10 北海道 標津町 | 30 福岡県 星野村 |
| 11 岐阜県下呂市 馬瀬 | 31 長崎県 小値賀町 |
| 12 北海道 鶴居村 | 32 宮崎県 綾町 |
| 13 北海道 京極町 | 33 鹿児島県 喜界町 |
| 14 山形県 飯豊町 | 34 福島県 飯館村 |
| 15 長野県 中川村 | 35 福島県 北塩原村 |
| 16 長野県 南木曽町 | 36 長野県 高山村 |
| 17 京都府 伊根町 | 37 奈良県 十津川村 |
| 18 高知県 馬路村 | 38 鳥取県 智頭町 |
| 19 秋田県 小坂町 | 39 沖縄県 多良間村 |
| 20 秋田県 東成瀬村 | |



※「赤丸」は、平成22年9月27日に新たに加盟した町村です。



写真／高橋 毅

②9 愛媛県 上島町 (かみじまちょう)

上島町は、愛媛県の東北部、広島県境に位置し、瀬戸内海のほぼ中央に浮かぶ人口約7600人の町です。

上島町の島々には、古くから植え継いできた桜が数多くあり、中でも岩城島の積善山の桜は町の宝になっています。これら約3000本の桜は天女が羽衣を広げたようで、壮観の一言に尽きます。

また、弓削島には「なまこ壁」をはじめとする古い歴史に彩られた文化の香りが漂う建造物も残されています。

お問合せ先 上島町役場 (TEL 0897-77-2500)
〒794-2592 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210
<http://www.town.kamijima.ehime.jp/>

編集後記

年末年始にかけて大荒れの天気予報でしたが、予報が当たらず、ホッとされた方も多かったのではないのでしょうか。

寒さはますます厳しくなるものの、徐々に日が長くなり、一步一步、春が近づいていると感じられます。

広報の記事でもお知らせしていますが、2月6日(日)には、24回目を迎えた恒例のタンチョウフェスティバルが開催されます。そのタンチョウフェスティバルも、実行委員会の皆さんのアイデアで様々な趣向を凝らした企画が用意されているようです。

ぜひ参加され、楽しいひとときを過ごされてはいかがでしょうか。(K)

ひとの動き

12月末
住民登録人口

■人口

総数 2,541 人

(前月比 - 1 人)

昨年同期は 2,574 人で、対前年比較は - 33 人です。

男 1,267 人 (前月比 + 1 人)

女 1,274 人 (前月比 - 2 人)

■世帯数

1,039 戸 (前月比 + 2 戸)

